

**令和3年度第5回
金沢市屋外広告物審議会**

令和4年1月20日（木）

令和3年度 第5回金沢市屋外広告物審議会

令和4年1月20日(木) 15:30
金沢市役所第一本庁舎 7F 全員協議会室

次 第

- 1 開会
- 2 会長選任
- 3 議事
 - 1) 今年度の取組状況報告
 - 2) 金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について
 - 3) 個別案件
- 4 閉会

今年度の取組状況報告

今年度の取組状況 目次

1 許可申請・審査

2 是正・指導

3 周知啓発活動

1 許可申請・審査

許可申請

区域ごとに広告物の設置基準があり、一定の面積以上の広告物を設置する場合、事前に許可申請が必要

区分	令和3年度 (R3.4~12)	令和2年度 (R2.4~R3.3)
新規	346件	382件
継続	675件	748件
合計	1,021件	1,130件

1 許可申請・審査

屋外広告物審査会

屋外広告物を新設・改修する際、事前に規模や意匠、安全性等を専門的に審査・助言する

「屋外広告物審査会」を設置
(本市独自の制度)

申請の手続き



開催回数

種別	令和3年度 (R3.4~12)	令和2年度 (R2.4~R3.3)
開催回数	37回	45件

審査件数

種別	令和3年度 (R3.4~12)	令和2年度 (R2.4~R3.3)
自家広告物	97件	112件
第三者広告物	32件	28件
その他	3件	13件
計	132件	153件

2 是正・指導

良好な広告景観の形成に向けて、
未許可や不適合の広告物設置者等に制度の周知や是正を指導

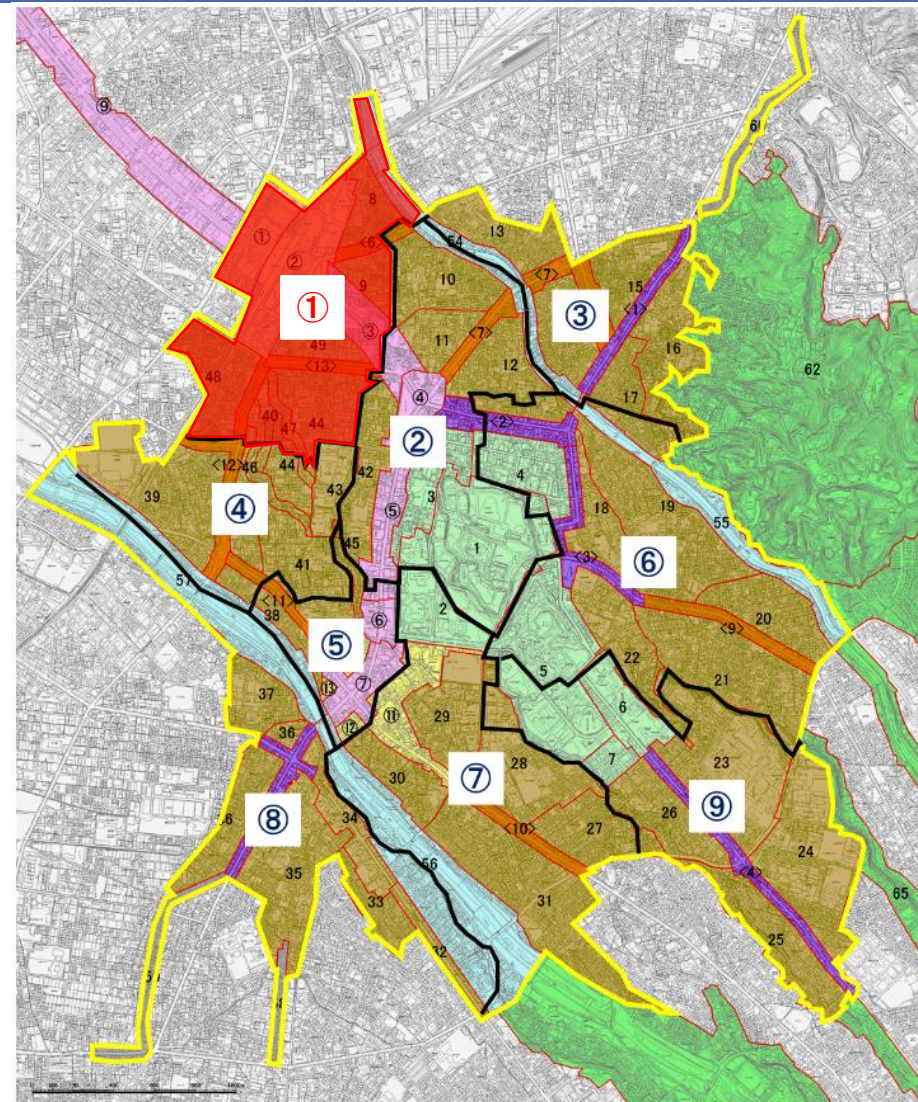
区分	対象
未許可	未許可で設置されているが、基準には適合しており、申請すれば許可できる広告物
不適合	未許可で設置され、基準に適合しない広告物 (許可するためには、是正が必要)

2 是正・指導

良好な広告景観形成事業（令和3年度～）

まちなか区域（指導重点エリア）の屋外広告物の指導を強化することで、市民・観光客双方に心地のよい良好な広告景観の形成を推進

地区	実施内容
指導重点 エリア	・ 町会の班回覧でチラシを配布 (内容) ・ 屋外広告物のルール周知 ・ 違反疑いの広告物の募集、通報対応
集中地区 ※①～⑨のうち 1地区	・ 指導員が店舗や事業者を直接訪問 ・ 広告物の面積等を測定し、 その結果を受けて是正を指導

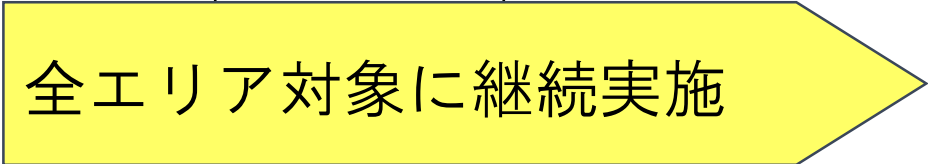

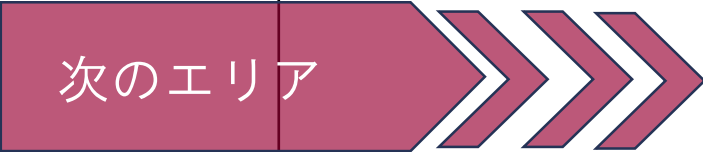


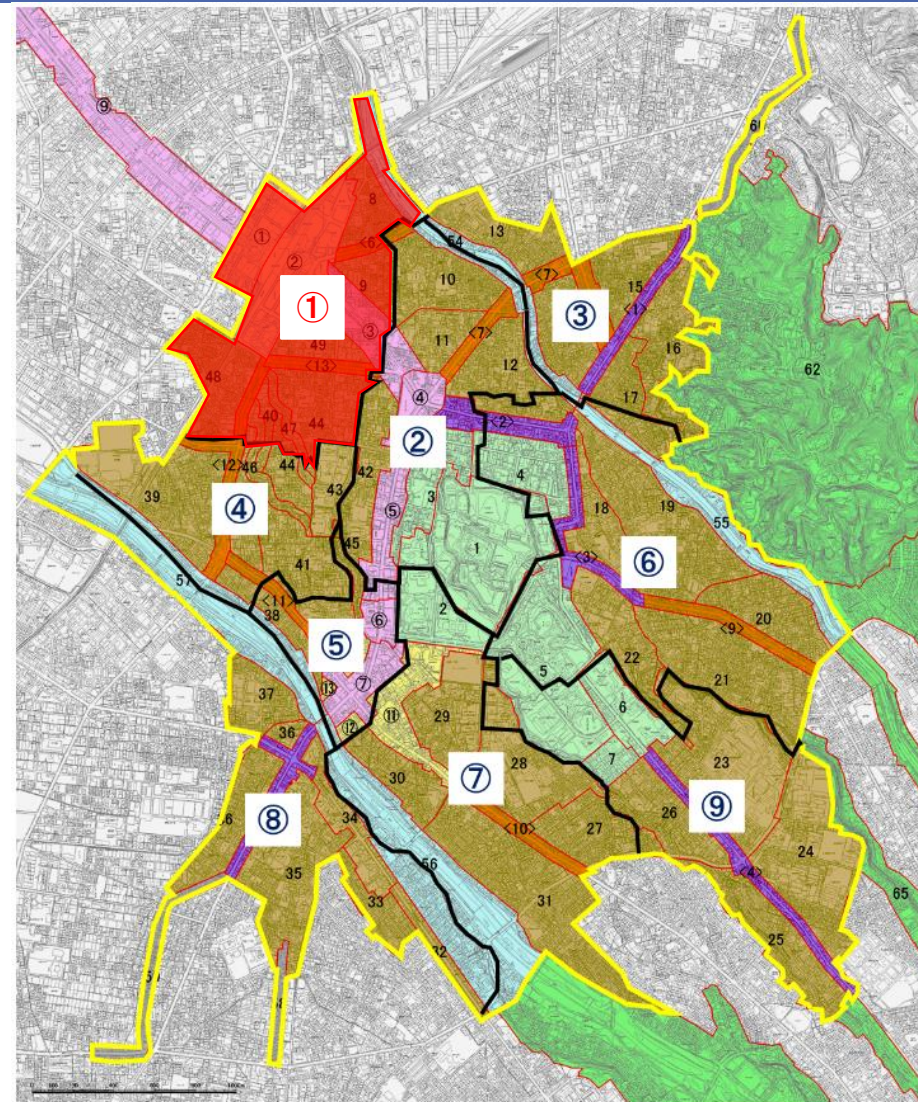
指導重点エリア：黄枠の範囲内
集中地区：赤枠の範囲内（R3は①金沢駅周辺） 8

2 是正・指導

良好な広告景観形成事業

事業の進め方

内容	R3	R4	R5以降
指導重点エリア 班回覧による周知・ 通報対応	 全エリア対象に継続実施		
集中地区 指導員による 広告物の調査・指導	 エリア① 金沢駅周辺		
		 次のエリア	



2 是正・指導


良好な広告景観形成事業 班回覧実績

	対象
エリア ①～⑨	438町会、 2,608班

良好な広告景観の形成に向けて

市民、来街者、広告主がともに心地よいまちづくりへ

新幹線開業以降、新しいお店が増える一方、増えた屋外広告物が幹線道路沿いから裏通りへ、さらには生活エリアへとしみ出している現状があります。そこで金沢市では令和3年度より、あらためて設置のルールを周知し、広告物の現況調査・重点指導を行うことで、良好な広告景観の形成を図ります。



いろいろな屋外広告物

- 1 景観と安全の両面から、屋外広告物には設置のルールがあります**
まちの景観の重要な構成要素である「屋外広告物」のルールとして、金沢市では「金沢市屋外広告物等に関する条例」を制定しています。条例では、景観や安全への配慮など共通要件に加え、設置できる面積や高さなどが区域ごとに定められており、一定の面積以上の広告物を設置する場合、市長の「許可」が必要です。
- 2 令和3年度より、まちなかの現況調査と重点指導を行います**
まちなかの広告物の現況調査と違反や無許可に対する重点指導を行い、まちなみと調和した広告景観の形成を目指します。
- 3 気になる屋外広告物はありませんか？ 情報をお寄せください**
条例に適合していないのでは…？ などお気づきの屋外広告物がありましたら情報をお寄せください。（送付先は裏面参照）

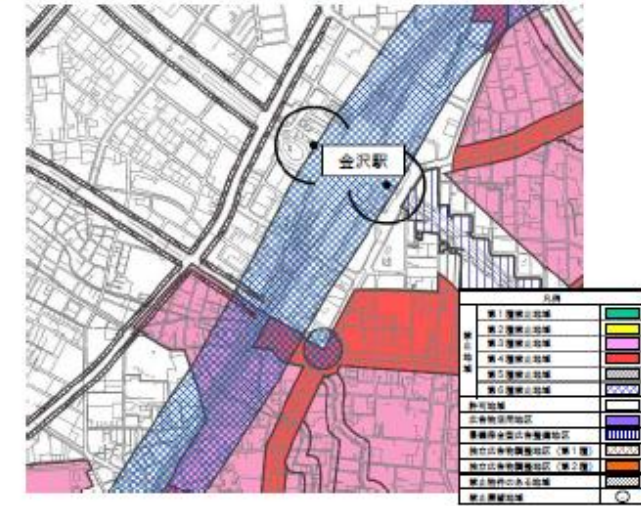
【情報提供の方法】

- ①屋外広告物の写真を撮影（近景1枚、遠景1枚）
- ②写真に、撮影地[※]、お気づきの点を添えて裏面担当までご連絡ください。
（※広告物の所在地または場所が特定できる交差点名・施設名・建物名など）


金 沢 市 景 観 政 策 課

金沢市屋外広告物等に関する条例 概要

(1)屋外広告物規制区域
地域の特性に応じ、第1種～第6種禁止地域や許可地域などが指定されています。



(2)屋外広告物設置基準
屋外広告物を設置・表示できる基準が区域ごとに定められています。区域ごとの設置基準は、下記からご確認ください。



「屋外広告物許可基準/申請手続きチェックシート」(右二次元コード)
<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/kanazawa-mss/Content/pages/detail/kouku/ku-kijangaiyou.pdf>

(3)許可申請
屋外広告物の設置・表示には、3年ごとに許可申請手続が必要です。またその際、表示面積等に応じた手数料がかかります。（一定以下の面積であれば手続き不要）

問い合わせ先	金沢市 都市整備局 景観政策課 屋外広告物係 金沢市広坂1-1-1 電話：076-220-2364 Mail：keikan@city.kanazawa.lg.jp
--------	--

2 是正・指導

良好な広告景観形成事業

指導実績

	違反疑い	指導着手 (R3.4~12)	是正完了 (R3.4~12)
エリア①	76件 (現地調査で把握)	18件 (未申請14、不適合4)	9件 (未申請8、不適合1)
その他 (エリア②~⑨、 エリア外)	— (窓口相談や通報等を 随時対応)	38件 (未申請15、不適合23)	26件 (未申請15、不適合11)
計	—	56件 (未申請29、不適合27)	35件 (未申請23、不適合12)

2 是正・指導

のぼり旗安全パトロール

まちなか区域でのぼり旗を掲出している
店舗へ安全面から調査・指導

調査件数	安全面に 問題あり	是正件数
123件	79件	22件

※調査期間：R2.12～R3.12

のぼり旗の掲出基準を策定

3月1日から指導を開始

まちなかにおける のぼり旗の掲出基準

安全確保のための基準

- 設置してはいけない場所
 - 道路沿いでは、通行者等の安全のため、次の範囲にのぼり旗を掲出しないこと。
 - 車の出入口の側から3.6m以内
 - 交差点を渡る車の角から3.6m以内（深回りを含める）
 - 隣地境界から1.8m以内
 - 敷地内においては、通行者等の視界を妨げないよう、安全な場所に掲出すること。
- 設置や管理に関する注意
 - 風災等によって倒壊したり折断したりしないよう、しっかり固定するとともに、適宜に点検に留意すること。
 - 屋根や壁の上に設置したり、支柱を反くする等、悪い場所に設置しないこと。
 - 悪天候時や積雪後は必ず片付けるとし、放置しないこと。

良好な景観のための基準

- 間隔ある掲出間隔
 - のぼり旗を掲出する場合、3.6m以上の間隔を空けること。
 - ただし、掲出本数が3本以下の場合はこの限りではない。
- 種類（色彩、形状、情報）の整理
 - のぼり旗の種類（色彩、形状、情報）が揃えすぎないよう注意するとともに、複数の種類を掲出する場合には、より一層景観に配慮すること。

掲出の前提となる条件

- 道路（歩道、車道とも）や隣地に、支柱や旗をばみ出さないこと。
- のぼり旗の表示や情報幅は2m以内とする。
- 著しく破損したり、老朽化したもの又は、汚染、たいしたものを掲出しないこと。

令和4年3月1日より運用開始

対象区域：まちなか区域（旧城下町区域）

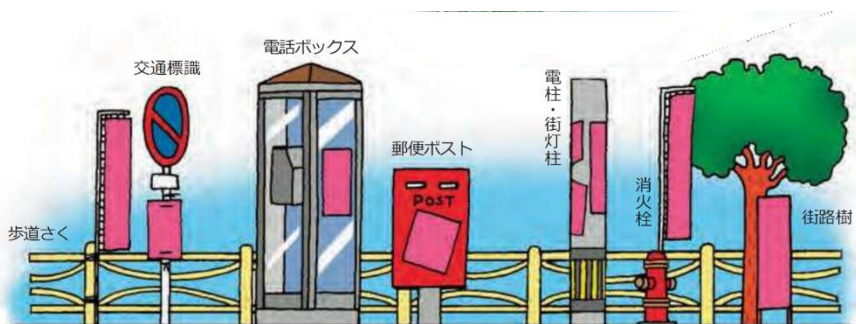
金沢市 都市整備局 景観政策課
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL：076-220-2364 / FAX：076-224-5046
Mail：keikan@city.kanazawa.lg.jp

参考 周知用チラシ

2 是正・指導

違反広告物除却事業

表示が禁止されている物件に
掲出されたはり札などを除却



違反表示の例

撤去補助事業

条例等の基準に適合しない
屋外広告物の撤去に対し補助

種別	令和3年度 (R3.4~12)	令和2年度 (R2.4~R3.3)
はり札	305件	686件
立看板	3件	12件
はり紙	0件	0件
合計	308件	698件

	令和3年度 (R3.4~12)	令和2年度 (R2.4~R3.3)
申請件数	1件	17件

3 周知啓発活動

- ・ 屋外広告物適正化旬間（9/1～10）：
全国的に屋外広告物制度を普及啓発
- ・ 本市でも、関係団体とともに周知啓発活動を実施

活動名	実施日
① いしかわ広告景観賞 表彰式	9月7日
② 屋外広告物清掃ボランティア	9日
③ 東インター大通り 屋外広告物パトロール	12日
④ 山側環状沿道 屋外広告物パトロール	24日
⑤ 諸江通り 屋外広告物パトロール	10月1日
⑥ 金沢市広告景観協力賞 表彰式	29日

3 周知啓発活動

概要

① いしかわ広告景観賞 表彰式 (14 (うち市内6) 作品)

実施者

いしかわ広告景観賞実行委員会

(石川県・金沢市・石川県屋外広告業協同組合)



金沢市長賞：重光商事(株)

3 周知啓発活動

概要

② 屋外広告物清掃ボランティア（金沢駅周辺）

実施者

石川県屋外広告業協同組合（11名参加）



3 周知啓発活動

沿道 屋外広告物パトロール

沿道名	③東インター大通り	④山側環状沿道	⑤諸江通り
実施者	東インター大通り 景観形成協議会、 金沢市（計16名参加）	山側環状の美しい 景観を創る会、 金沢市（計20名参加）	諸江通り景観 形成協議会、 金沢市（計28名参加）



東インター大通り



山側環状沿道



諸江通り

3 周知啓発活動

概要

⑥ 金沢市広告景観協力賞 贈呈式（2 広告主）

実施者

金沢市



3 周知啓発活動

金沢市広告景観協力賞

天然温泉 加賀の宝泉
御宿野乃金沢

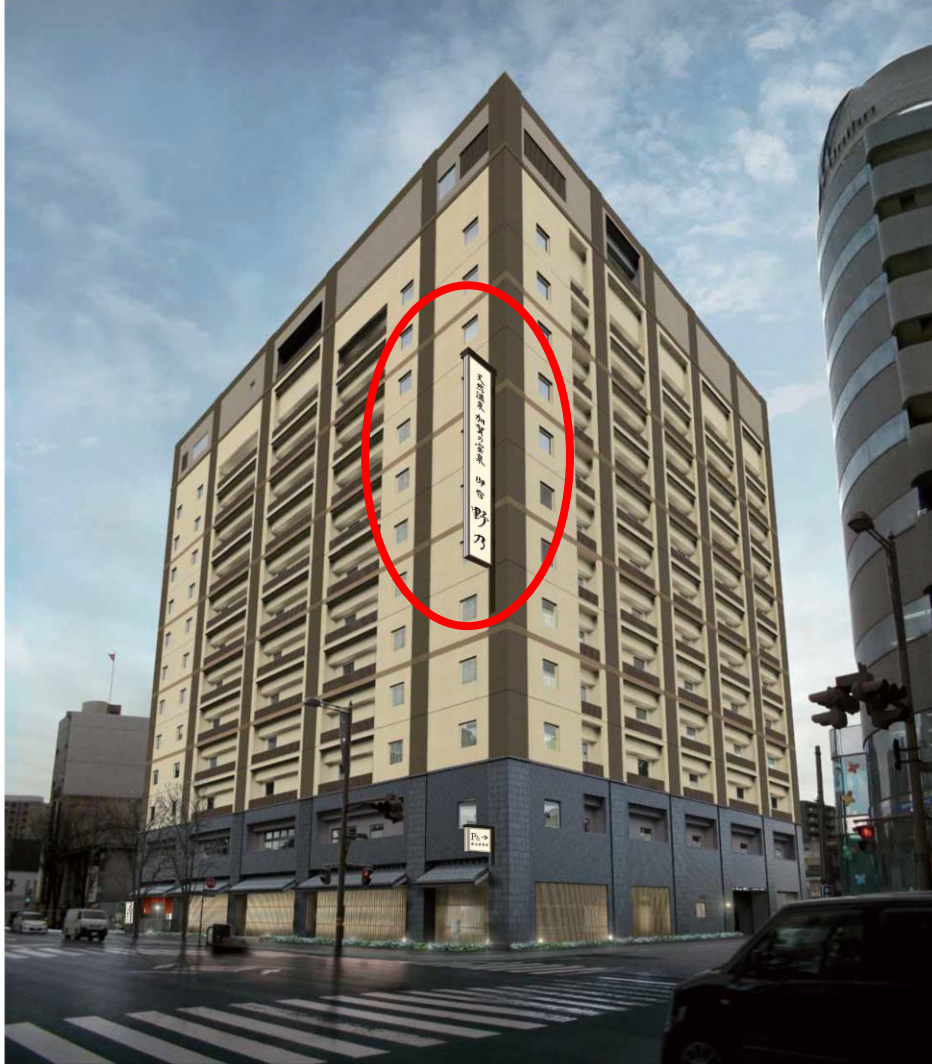


当初案



3 周知啓発活動

天然温泉 加賀の宝泉 御宿野乃金沢



突出広告 位置変更前

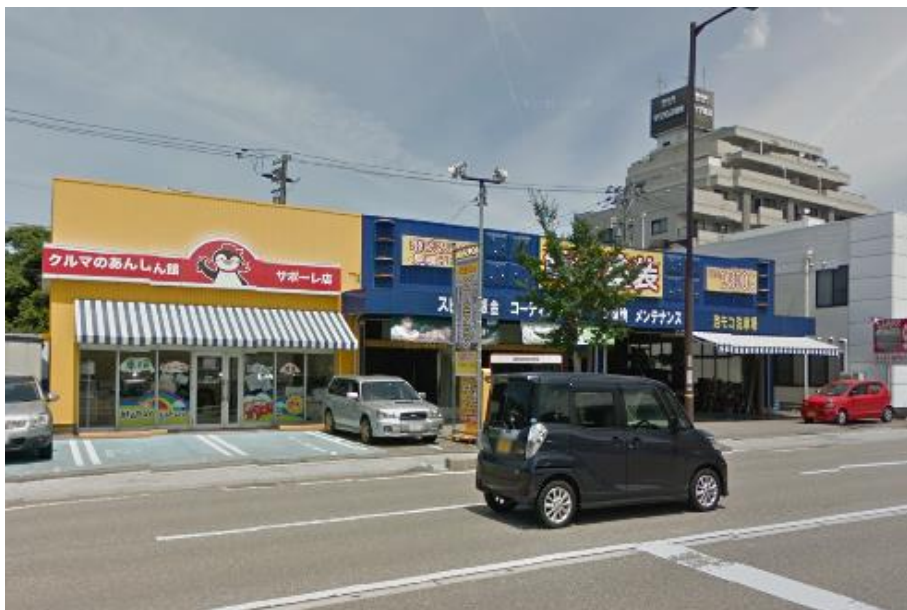


施工後

3 周知啓発活動

金沢市広告景観協力賞

カーコンビニ倶楽部 増泉店



改修前



改修後

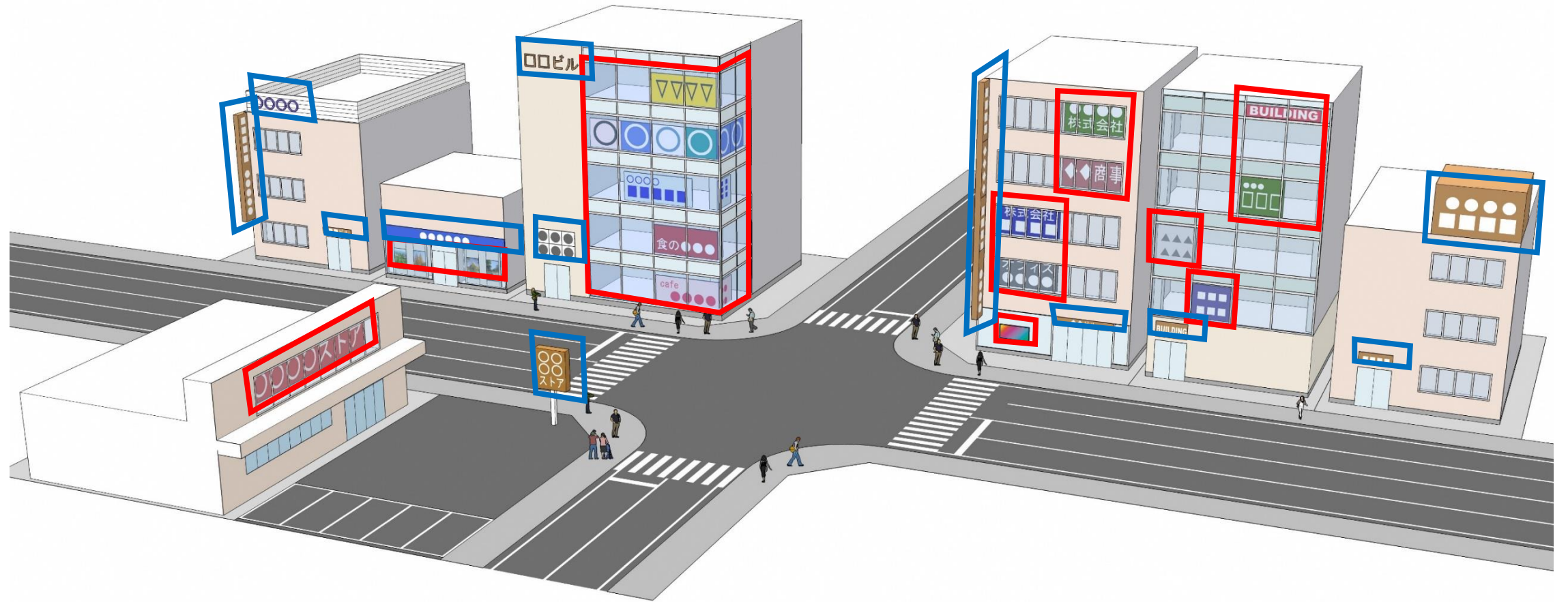
金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正について

(屋内広告物に対する規制強化)

1 改正の背景

- **屋外広告物**は法に基づく条例の規制対象であり、エリア分けによってきめ細かい景観誘導を行っている。
- 窓の内側に接して屋内から屋外に表示する広告物は、**特定屋内広告物**として、H21から指導対象としている。
- しかし近年、**窓に接しないで屋外に表示する屋内広告物**がまちなかに現れてきた。条例の規制対象外のため、景観誘導が及ばないことが問題である。

1 改正の背景・・・「屋内広告物」とは



屋外広告物：屋外で、常時or一定期間、**公衆**に表示

屋内広告物：屋内から、常時or一定期間、屋外の公衆に表示

2 検討の経緯

- R3年度**
- 5/21 第1回審議会
 - 5/25 **屋内広告物に対する効果的な規制等検討会 設置**
計3回（6/23、9/2、11/2）開催
 - 12/ 2 第4回審議会（パブコメ案）
 - 12/18 **条例改正骨子案についてパブコメ（～1/16）**
 - 1/20 **第5回審議会（骨子、改正項目について）**
 - 今後 **条例改正議決、施行規則改正**
- R4年度**
- ↓ **周知期間**
 - 7/ 1 **施行**

2 検討の経緯 屋内広告物に対する効果的な規制等検討会

区分	氏名	所属役職等	関係審議会等委員（◎は長）
学 識	角 谷 修	金沢美術工芸大学教授	◎広告審査会
	寺 井 剛 敏	金沢美術工芸大学教授	◎広告審議会、 広告審査会
	川 崎 寧 史	金沢工業大学教授	景観審議会、 ◎建物部会
	宮 下 智 裕	金沢工業大学准教授	広告審議会、 広告審査会
関係団体	土 田 佳 弘	県屋外広告業協同組合 常任相談役兼理事	広告審議会、 広告審査会 景観審議会、 建物部会
	中 島 祥 博	金沢市商店街連盟会長	広告審議会
	番 下 紀 美 夫	県建築設計監理協会副会長	金沢都市美実行委員会
弁 護 士	中 出 健 作	弁護士	広告審議会

- ・ 3回開催 規制の対象、方向性、運用に向けた課題を検討
- ・ 条例改正の骨子案（パブコメ案）を了承

2 検討の経緯 パブリックコメントの実施

実施期間 R3/12/18 (土) ~ R4/1/16 (日) 資料：別添

金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正の骨子(案)について

1 改正の趣旨

本市では、屋外広告物の規制に加えて、窓ガラス等の内側に直接貼るなど屋内から屋外に表示される広告物を特定屋内広告物と定義し、指導の対象としてきました。しかし近年、窓ガラス等に接しないで屋内から屋外に向けて表示する広告物がまちなかに散見され、従来のきめ細かい景観誘導が及ばない例が生じていることから、金沢市屋外広告物等に関する条例を一部改正し、特定屋内広告物の範囲を拡大するとともに、屋外と屋内の広告物を一体的に規制誘導することとし、市民の理解と事業者の協力のもと、金沢らしい良好な景観の形成を一層推進していきます。

範囲拡大と規制内容

特定屋内広告物の範囲		規制内容	
		現行	改正後
まちなか区域	窓等に接するもの	表示割合を制限	屋外と同じ基本要件や基準 +表示割合による規制
	窓等に接しないもの	—	—
上記以外の区域	窓等に接するもの	表示割合を制限	表示割合を制限(変更なし)
	窓等に接しないもの	—	—(変更なし)

特定屋内広告物の対象

- 金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則(以下「規則」)で規制の対象を明確にします。
【対象：文字、記号、図案、商標や写真を表示するもの又は可変表示装置を使うもので、
窓ガラス等から2m以内にあるもの又は専ら広告物の表示が目的であると考えられるもの】
※ 通常の商品や商品の見本、マネキン等対象外

2 広告主と設置者の責務

屋外の公衆に向けて広告物を表示するときは、広告主や設置者が、本市の美しい景観の形成に配慮し、規定を遵守する必要があることから、その責務を明確化します。

3 規制を強化するエリア

特定屋内広告物に対する規制が特に必要なエリアとして、まちなか区域を指定します。

まちなか区域(右図)

金沢市景観計画に定める、
文化的景観区域「旧城下町区域」

まちなか区域以外は現行の制限(窓等に接するものの表示割合を制限)が引き続き適用されるものとします。



4 屋外広告物と同じ基準による一体的な規制誘導(まちなか区域)

- 指定地域ごとに、一定規模を超える特定屋内広告物を表示する場合は事前に届出
- 窓等から2m以内のものや、専ら屋外に向けた表示が目的であるものが対象



屋外広告物と同じ基準

- 規則において、屋外広告物と同様の基本要件(景観への配慮、意匠、色彩等)を規定し、高さや面積の上限等の基準を、指定地域ごとに規定します。また、面積は、屋外と屋内の広告物を合算して、現行の屋外広告物の基準に適合するものとします。
- 窓を広告物で塞ぐことは圧迫感や閉塞感があるため、開口部あたりの表示割合を規定します。
[開口部あたりの表示割合：1階以下5割まで、2階以上3割まで(現行の表示制限と同じ)]
- 基準等の違反に対する措置命令を規定します。

表示の届出

- 特定屋内広告物を表示又は変更をする場合は、事前に市長に届出をするものとします。
※ 表示面積が一定規模以下のものや、法令等に基づき表示するもの等は届出不要

審査会による審査と緩和

- 金沢市屋外広告物審査会において、規模、形態、意匠等及び安全性について審査します。
- 良好な景観や風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと審査会が認める場合には、基準を緩和できることとします。

5 施行日と経過措置

- 議決後、3か月程度の周知期間を経た上で施行を目指します。
- 施行前から表示されていた広告物について、5年間の経過措置期間を設けることとします。

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

1 改正の趣旨

本市では、屋外広告物の規制に加えて、窓ガラス等の内側に直接貼るなど屋内から屋外に表示される広告物を特定屋内広告物と定義し、指導の対象としてきました。しかし近年、窓ガラス等に接しないで屋内から屋外に向けて表示する広告物がまちなかに散見され、従来のきめ細かい景観誘導が及ばない例が生じていることから、金沢市屋外広告物等に関する条例を一部改正し、特定屋内広告物の範囲を拡大するとともに、屋外と屋内の広告物を一体的に規制誘導することとし、市民の理解と事業者の協力のもと、金沢らしい良好な景観の形成を一層推進していきます。

屋外広告物法の目的

- ① 良好な景観の形成・風致の維持 …… 屋外 ≡ 屋内
- ② 公衆への危害の防止 …… 屋外 ≠ 屋内

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

範囲拡大と規制内容

特定屋内広告物の範囲		規制内容	
		現行	改正後
まちなか区域	窓等に接するもの	表示割合を制限	屋外と同じ基本要件や基準 +表示割合による規制
	窓等に接しないもの	—	
上記以外の区域	窓等に接するもの	表示割合を制限	表示割合を制限（変更なし）
	窓等に接しないもの	—	—（変更なし）

- ・ 範囲拡大 窓等に接するもの + 窓等に接しないもの
- ・ 内容強化 表示割合の制限 + 屋外と同じ基準（後述）

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

特定屋内広告物の対象

- ・ 金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則（以下「規則」）で規制の対象を明確にします。

【対象：文字、記号、図案、商標や写真を表示するもの又は可変表示装置を使うもので、窓ガラス等から2 m以内にあるもの又は専ら広告物の表示が目的であると考えられるもの】

※ 通常の商品や商品の見本、マネキン等対象外

法にない独自の規制 → 規制対象を明確化

- ・ 専ら広告の表示が目的であるものまたは窓等から2 m以内
- ・ 種類を列挙
- ・ 商品や見本、マネキン等対象外

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

2 広告主と設置者の責務

屋外の公衆に向けて広告物を表示するときは、広告主や設置者が、本市の美しい景観の形成に配慮し、規定を遵守する必要があることから、その責務を明文化します。

**景観と経済活動はトレードオフではない。
相互理解を深め、持続可能な共存共栄の関係構築を。**

条文
素案

[広告主の責務]

広告主は、本市固有の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和することにより美しい景観が形成されることに鑑み、良好な広告物等の表示又は設置に協力しなければならない。

[表示者・設置者の責務]

広告物等を表示し、又は設置する者は、この条例及びこれに基づく規則を遵守するよう、自らの責任において広告物等を表示し、又は設置しなければならない。

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

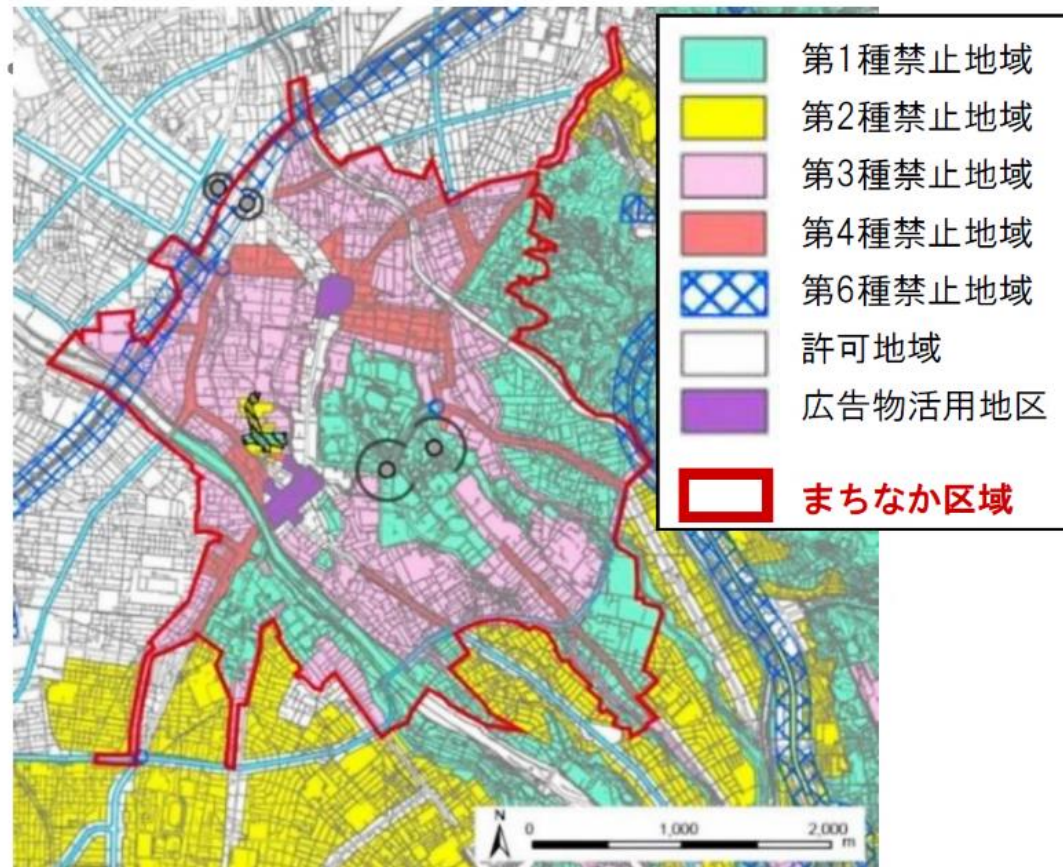
3 規制を強化するエリア

特定屋内広告物に対する規制が特に必要なエリアとして、まちなか区域を指定します。

まちなか区域 (右図)

金沢市景観計画に定める、
文化的景観区域「旧城下町区域」

まちなか区域以外は現行の制限(窓等に接するものの表示割合の制限)が引き続き適用されるものとします。



藩政期以来の構造を受け継ぐまちなかは特に影響が大きい。

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

4 屋外広告物と同じ基準による一体的な規制誘導（まちなか区域）

- 指定地域ごとに、一定規模を超える特定屋内広告物を表示する場合は事前に届出
- 窓等から2 m以内のものや、専ら屋外に向けた表示が目的であるものが対象

景観への配慮や高さ、面積など
屋外広告物と同じ基準を適用



表示できる面積は、
屋外と屋内の広告物を合算

採光、換気など窓の機能を阻げたり、圧迫感などを
与えないよう、開口部あたりの割合を制限

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

屋外広告物と同じ基準

- 規則において、屋外広告物と同様の基本要件（景観への配慮、意匠、色彩等）を規定し、高さや面積の上限等の基準を、指定地域ごとに規定します。また、面積は、屋外と屋内の広告物を合算して、現行の屋外広告物の基準に適合するものとしします。
- 窓を広告物で塞ぐことは圧迫感や閉塞感があるため、開口部あたりの表示割合を規定します。
[開口部あたりの表示割合：1階以下5割まで、2階以上3割まで（現行の表示制限と同じ）]
- 基準等の違反に対する措置命令を規定します。

- 屋内に屋外と同じ基準を適用（面積は屋外＋屋内の合算）
- 開口部あたりの表示割合制限は残す。
消防法、建築基準法等関係法令の遵守は前提条件
- 違反に対する命令を設けるが、罰則は設けない。

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

表示の届出

- 特定屋内広告物を表示又は変更をする場合は、**事前に市長に届出**をするものとします。
- ※ **表示面積が一定規模以下のもの**や、法令等に基づき表示するもの等は**届出不要**

- 製作や表示がされる前に協議できるように届出制とする。
- **一定規模以下の面積等は届出不要**（屋外と同様）

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

審査会による審査と緩和

- 金沢市屋外広告物審査会において、規模、形態、意匠等及び安全性について審査します。
 - 良好な景観や風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮されたものと審査会が認める場合には、基準を緩和できることとします。
-
- 審査会でケースバイケースで実績を作っていく。
 - 毎週の審査会で、屋内の特性（掲出や変更が容易、形状や位置の制約が少なくコントロールし難い）に即応し、屋外と併せて判断する。
 - 夜の見え方や照明は研究が必要で、事例を蓄積していく必要がある。
 - テナントビルについて、将来的な基準化に向け、良質な事例を蓄積する。

3 改正の骨子 パブリックコメント資料より

5 施行日と経過措置

- 議決後、3 か月程度の周知期間を経た上で施行を目指します。
- 施行前から表示されていた広告物について、5年間の経過措置期間を設けることとします。

5年間の経過措置について

- **条例第13条（区域の変更：経過措置5年）**
- 景観計画では設けていないが、建物と広告物の違い。
- 広告は経済活動と結びつき変化に富むため不合理とまではいえない。
猶予の間に、次期の更新について計画してもらう。

4 パブリックコメント結果

頂いたご意見 6件

No	頂いたご意見	本市の考え方
1	<p>目的の施設や店舗がどこにあるのか見つける際に看板等は必要なものであることは言うまでもありません。しかしその大きさやデザインが目立ちすぎれば街並み景観を損ねます。ほどよい大きさ、デザインのバランスを調整することが重要であり、そうしたことを踏まえた条例基準になっていると思います。</p>	<p>ご意見のとおり、屋外から見える広告物は、適切な制限の下で掲出される必要があると考えています。</p>
2	<p>建物内部から外に向けての広告等について、屋外にあるものと、ほぼ同じように規定されることはとても重要であり、その効果が期待されます。</p>	<p>屋外の公衆から広告物がどう見えるかを考慮し、効果的な規制誘導を行っていきます。</p>

4 パブリックコメント結果

No	頂いたご意見	本市の考え方
3	近年の建築意匠ではガラス面を多用する傾向にあると思います。せっかくの意匠も屋内から見苦しい広告等が貼られてしまっは台無しです。	ガラスを大きく用いるなどの建築意匠の多様化や技術革新に対応しながら、今後ともの確な景観誘導を行っていきます。
4	賛成します。こうした規制が追加的に必要になった背景として、昔は難しかった建築物の大断面窓や、いわゆるガラス張りビルが相対的に容易になり、ガラスを通して室内側に広告が可能になったことがあると思います。	

4 パブリックコメント結果

No	頂いたご意見	本市の考え方
5	面積基準が、屋外と屋内の広告物を合算するという点についても賛成です。	ご意見のとおり、屋外と屋内の広告物の面積を合算することで、実効性ある景観誘導を行っていきます。
6	無理にガラス張りにして経費をかけ過ぎないように、建築主の過剰出費を計画時から抑制するアナウンス効果も期待できるため、重要と思います。	景観に支障のある広告物の表示が未然に抑止されるよう、広く発信していきます。

→ 改正の骨子に沿って、文言を精査し、条例改正案を作成

5 条例改正案（予定）

① 特定屋内広告物の定義の拡大 [再掲]

② 広告主、設置者の責務の追加 [再掲]

③ 特定屋内広告物への具体的な制限の追加

④ 目次、章名、節名の追加

③ 特定屋内広告物への具体的な制限の追加

- ・ 特に屋内広告物を規制する地区の指定
- ・ その地区内における適合基準、審査会緩和、届出義務、違反に対する命令
- ・ その他の屋外広告物規制地区に関する規定
- ・ 地区の変更に伴う経過措置

④目次、章名、節名の追加

第1章 総則

第2章 広告物等に関する制限

第1節 屋外広告物等に関する制限

第2節 特定屋内広告物に関する制限

第3章 屋外広告業

第4章 審議会及び審査会

第5章 雑則

第6章 罰則

章立てにより
わかりやすく

6 今後の進め方

- **条例改正案作成～議決**

 - 市内部審査を経て議案を確定

 - 条例案を議会に上程～議決

 - 規則案の意見公募（議会会期中）～市長決裁

 - 条例の公布、地区指定など告示

- **周知**（説明会、HP、リーフレット配布）

- **7 / 1 運用開始（届出スタート）**